

役員（理事及び監事）候補者の選定要領

この要領は、公益財団法人日本水泳連盟（以下「本連盟」という。）の「役員候補者選考委員会規程」に基づき、本連盟の役員（理事及び監事）候補者の選考に関する事項について定める。

1. 役員選考に関する基本的な考え方

- (1) 本連盟の目的を理解し、その達成に向けて、諸会議・事業の企画・立案、財政確保に適切に対応できる者であること。
- (2) 高い倫理観を持ち、人格高潔で心身共に健康な者であること。
- (3) 加盟団体理事については、各加盟団体の意見を的確に集約し、各加盟団体との連携・協力に資する者を登用する。
- (4) 外部理事については、専門的・客観的な視点をもって本連盟の組織運営に貢献し得る者を登用する。
- (5) 業務執行理事については、水泳界に造詣が深く、水泳に精通し、本連盟の経営及び業務執行の中核を担うに適した者を登用する。
- (6) その他の理事については、将来において業務執行理事として本連盟の業務執行の中核を担うことが期待される者を登用する。

2. 選考方法

- (1) 候補者の選考は、役員候補者選考委員会（以下「委員会」という。）で行う。
- (2) 候補者については、上記「1. 役員選考に関する基本的な考え方」に基づき、委員から推薦された者の中から委員会にて選考する。

附則

2026（令和8）年6月28日制定（評議員会）